

平成26年度 事業計画書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 事業の概要

前年度に引き続き、定款第4条第1項に従い、日本国民であり、東京都内の大学に在学している学生で、学業・人物ともに優れかつ健康でありながら、学資の支弁が困難と認められる者を募集し、本会の奨学生選考委員会の審査を経て、奨学金給付者を決定の上、奨学金を給付します。

2. 事業の内容

1) 奨学生の給付対象及び給付金額

| | | | | | |
|-------|-----|--------|------------|-----|---------|
| 学部 | 1年生 | 6名(新規) | 年額1名当り36万円 | 計 | 216万円 |
| 学部 | 2年生 | 5名(継続) | 年額1名当り36万円 | 計 | 180万円 |
| 学部 | 3年生 | 6名(継続) | 年額1名当り36万円 | 計 | 216万円 |
| 学部 | 4年生 | 6名(継続) | 年額1名当り36万円 | 計 | 216万円 |
| 修士 | 1年生 | 6名(新規) | 年額1名当り36万円 | 計 | 216万円 |
| 合計29名 | | | | 合計額 | 1,044万円 |

以上のように、平成26年度には、従来の学部学生に加え、修士学生に対しても奨学金の給付を行います。

なお、平成25年度に休学した学部1年生が復学した場合には、学部1年生の給付対象は7名、給付金額計は252万円、合計金額は1,080万円になります。

2) 奨学生の選考時期及び伝達方法

本年度に各大学から推薦を受けた奨学対象学生の審査のために、奨学生選考委員会を平成26年6月中に開催し、給付者を決定します。

採用決定の結果は、それぞれの大学長を経由して、本人に通知します。

3) 平成27年度(第20期)奨学生の採用について

学部新1年生及び修士1年生を、今年度と同様に各6名を採用する予定です。

4) 奨学生の補導

本会と奨学生と奨学生相互の交流及び親睦のため、平成26年度(第20回)の懇話会を平成26年3月の学期末休み中に奨学生選考委員会の主導の下に実施します。

3. その他

1) 事務作業の円滑化のために、今年度より正式に事務業務の委託契約を結びます。

2) 事務業務の委託化に伴い、職員への給与支払いを廃止します。

3) 法律問題に適切に対処するために、今年度より正式に法律顧問の委託契約を結びます。

4) 中長期事業計画実施などを含む職務の遂行のために、適切な役員報酬を支払います。